

事務連絡
令和2年4月22日

介護サービス事業者 各位

伊勢市健康福祉部介護保険課長

緊急事態宣言後の介護サービス等事業所の対応について

各介護サービス事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます

令和2年4月9日付けで照会させていただきました（入所系以外）「新型コロナウイルス感染症の市内発生時の対応準備状況」について、お忙しい中ご回答いただきありがとうございました。ご回答いただいたほとんどの事業所が、市内発生時の対応について準備していただいている結果でした。ご回答がなかった事業所、検討がまだの事業所につきましては、出来る限り早い段階での準備をお願いします。

さて、令和2年4月21日付三重県より「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」を踏まえた居宅サービス事業所等の対応について」が発出されましたので、ご確認の上、対応いただきますようお願いします。

なお、感染拡大防止を理由として、やむを得ず自主的に臨時休業する場合は、市へご一報ください。この場合は「休止届」の提出は不要です。また、休業する際は三重県からの通知「4その他留意事項」にご留意いただきますようお願いします。

今後も各事業所と市が連携を図りながら、感染拡大防止と共にサービスが必要な利用者にサービスが提供されることが重要と考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【添付資料】

・令和2年4月21日付「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」を踏まえた居宅サービス事業所等の対応について」

・介護保険最新情報 vol. 810

休業及び感染拡大防止のための留意事項、融資制度等がまとめられています

事務担当

伊勢市健康福祉部介護保険課

介護給付係 電話 0596-21-5560

介護監査係 電話 0596-21-5575

FAX 0596-20-8555

事務連絡
令和2年4月21日

各居宅サービス事業所管理者 様

三重県医療保健部長寿介護課長

新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」を踏まえた居宅サービス事業所等の対応について

平素は、本県の介護保険施策の推進にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、ご尽力を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では令和2年4月20日に「三重県緊急事態措置」を発出しましたが、介護保険の指定居宅サービス事業所等の取扱いについては、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な取扱いについて

- (1) 本県では、指定居宅サービス事業所を含む社会福祉施設に対しては、「三重県緊急事態措置」において休止の要請は行っていません。

従いまして、これまで同様に、適切な感染防止対策を講じたうえで、利用者に対する介護サービス等の提供の継続をお願いします。

- (2) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策については、厚生労働省より発出の平成2年4月7日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大場防止のための留意点について（その2）」等でその具体的な内容が示されていますので、適切な対応をお願いします。

2 通所又は短期間の入所により利用される指定居宅サービス事業所等の取扱い

- (1) 利用の自粛に関して

下記に掲げる事業所については、感染症の感染拡大防止の観点から、利用者の中で家族での対応が可能な方に限り、必要に応じて利用の自粛要請を検討してください。

この場合、事業者から本人や家族に対して画一的に自粛を依頼するのではなく、利用者本人や家族の希望を確認するとともに、個々の利用者の状態や家族の状況を踏まえたうえで、市町（保険者）や居宅介護支援事業所とも調整を図りながら対応してください。

なお、全利用者に対し利用の確認を求めるものではありませんので、留意してください。

○通所サービス

通所介護

通所リハビリテーション

地域密着型通所介護

認知症対応型通所介護

○短期入所サービス

短期入所生活介護

短期入所療養介護

認知症対応型対応型生活介護

○その他

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

(2) 人員基準等の臨時的な取扱いについて

厚生労働省より感染拡大防止の観点から、臨時的な取扱いが各種示されていますので、遺憾のないようにしてください。

<臨時的な取扱いの例示>

問2 利用者及び職員への感染リスクを下げるため、指定を受けたサービスの形態を維持しつつ、サービス提供時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が短時間（通所介護であれば2時間未満、通所リハビリテーションであれば1時間未満）となった場合でも、それぞれのサービスの最も短い時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハビリテーションであれば1時間以上2時間未満）で算定することは可能か。

(答)

利用者への説明及び同意が前提であるが、利用者の生活環境・他の介護サービスの提供状況を踏まえて最低限必要なサービス提供を行った上で、その時間が最も時間の短い報酬区分で定められた時間を下回ったときは、当該最も短い時間の報酬区分で算定することは可能である。

なお、提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果が、ケアプランで定められたサービス提供時間を下回ったときは、実際に提供したサービス提供時間の区分に対応した報酬区分を算定する。

※令和2年4月15日付け事務連絡、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）より抜粋

問1 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」で示された取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から介護サービス事業所（デイサービス等）が自主的に休業した場合も同様の取扱いを可能としているが、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせる場合も、同様の取扱いが可能か。

（答）

可能である。

問2 問1の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせることで、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えないか。

（答）

差し支えない。

※令和2年3月6日付け事務連絡、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）より抜粋

詳しい内容は、県ホームページの介護保険最新情報（厚生労働省通知）のページに掲載していますので、参考にしてください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci500004916.htm>

3 利用者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応

利用者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や感染が疑われる方が発生した場合は、以下の点にご留意いただき対応をお願いします（詳細は、前述の事務連絡を参照）

（1）情報共有・報告等の実施

指定権者及び支給決定市町への報告を行うとともに、利用者の主治医や居宅介護支援事業所等に報告してください。

(2) 消毒・清掃の実施

居室及び共用スペースの消毒・清掃を行い、保健所の指示がある場合はその指示に従ってください。

(3) 積極的疫学調査への協力

可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うなど、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力してください。

4 その他留意事項

感染拡大防止を理由として、やむを得ず自主的に臨時休業する場合は、利用者や家族に対し丁寧な説明を行っていただくとともに、市町（保険者）や居宅介護支援事業所等とも連携して、適切な代替サービスの提供を確保していただきますようお願いいたします。

事務担当

医療保健部長寿介護課居宅サービス班

電話 059-224-2262